

運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会

論点① 提言の方向性

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ

論点① 提言の方向性

<現状の課題>

- 運動・スポーツに関わる施設や組織、個人等は多様であり、消費者保護や児童生徒等の育成といった観点からの安全対策の仕組みは作られているが、運動・スポーツに関する科学的知見の観点からの対応は十分とは言えない。
- スポーツ基本法においては、スポーツ事故等の軽減に資するため「スポーツの実施のための環境の整備」が位置付けられることになった(本年9月改正)。こうした改正や、運動・スポーツを通じたウェルビーイングの実現を目指す国際的な動向を踏まえ、運動やスポーツに関わる者が、常に必要な知見を更新して、自身の取組を評価し改善を図っていけるよう、必要な支援を充実させていくことが求められている。

<提言の方向性>

- 運動・スポーツに関わる組織や個人が、科学的知見に基づき安全対策の評価・改善を図っていくことができるよう、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン案」を示し、スポーツ庁及び関係省庁等を通じて、すべてのスポーツ関係者に普及・改善を求めていく。
- 併せて、ガイドライン案に基づく科学的知見を得やすくする情報共有の枠組みを検討する。
- ガイドライン案に基づく評価・改善状況を把握し対応を促すため、有識者会議を設け随時開催していくことを検討する。

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(位置づけ等)

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン案」

<ガイドライン案の位置づけ>

- 運動やスポーツに関わる組織や人が、科学的知見に基づき、自身の安全対策を評価し改善を図っていくことができるよう、取組を支援する手引きとして提示してはどうか。
- 特定の競技等に限定せず、運動・スポーツ全体に共通するものとして整理することとし、個別の参考情報等は、併せて整備する情報ポータルを通じ、時宜を捉えた情報提供を図ってはどうか。
- 活用しやすいように、以下のように類型化して取組を促してはどうか。
 - ① 個人としての対応(運動・スポーツの実施において必要となる対策)
 - ② 指導側の対応(指導者による対策)
 - ③ 組織的対応
 - ・ 大会・イベント等の主催者による対策
 - ・ 運動・スポーツ活動の運営主体による対策
 - ④ ハード対策(運動・スポーツ関連施設の設置・運営者による対策)
- 特に死亡事故や重篤な事故の発生が多いケースに留意しつつまとめる。また、共通して必要な留意事項(成長期の子供への対応、女性への対応、高齢者など疾病を有する者への対応、障害者への対応)を盛り込んではどうか。

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(構成案)

以下のような構成で、安全対策の評価・改善を図る項目や内容を示すこととしてはどうか。

0 ガイドラインのねらい

1 運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策

- (1) 運動・スポーツの実施における対策
- (2) 運動・スポーツの指導者による対策
- (3) スポーツに関する大会・イベント等の主催者による対策
- (4) 運動・スポーツ活動の運営主体による対策
- (5) 運動・スポーツ関連施設の設置・運営者による対策

- } ➡ 個人としての対応
- } ➡ 指導側の対応
- } ➡ 組織的対応
- } ➡ ハードの対応

予防的な対応

2 運動・スポーツ中に発生した事故の把握及び対応

- (1) 外傷・障害事故への対応
- (2) 暴力・ハラスメント事案への対応

事故等発生時の対応

3 国、関係団体、競技団体等の役割

- (1) 国の役割
- (2) スポーツ統括団体の役割
- (3) 中央競技団体・スポーツ業界団体の役割
- (4) 日本トップリーグ連携機構、UNIVAS、高体連、中体連等の役割
- (5) 地域のスポーツ団体、スポーツ少年団等の役割
- (6) 地方公共団体の役割

関係者の役割

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(ねらい)

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン案」を示すことのねらいや、活用を図る対象について、以下のように整理してはどうか。

0 ガイドラインのねらい

(1) ねらい

- ・国民生活において、運動・スポーツは、子どもの成長・心身の健康維持・QOLの確保などの観点から、非常に重要な要素であり、運動・スポーツを実施することは、全ての人にとって意義がある(実施しないことのデメリットも大きい)。
- ・スポーツが持つ多様な価値を全ての実施者が享受するためにも、運動・スポーツにおいてけが等を負ったり、暴力・ハラスメント被害に遭うようなことは防ぐべきであり、運動・スポーツに関わる者には、その重要性を認識し、安全を確保する対策を講じることが求められている。
- ・運動・スポーツに関わる施設や組織、個人等は多様であり、それぞれの分野において安全対策の仕組みは作られているところであるが、運動・スポーツにおける安全対策が、科学的知見に基づいた効果的なものになるよう、改善・充実を図っていくことが重要である。
- ・スポーツ基本法においては、スポーツ事故等の軽減に資するため「スポーツの実施のための環境の整備」が位置付けられることになった(本年9月改正)。こうした改正や、運動・スポーツを通じたウェルビーイングの実現を目指す国際的な動向を踏まえ、運動・スポーツに関わる組織や個人が、科学的知見に基づき、常に必要な知見を更新して、自身がおこなっている安全対策の評価・改善を図っていくことを支援するため、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン案」をとりまとめた。
- ・今後、スポーツ庁及び関係省庁等を通じて、すべてのスポーツ関係者に普及・改善を求めていくとともに、本ガイドライン案に基づく科学的知見を得やすくする情報共有の枠組みも設けていく予定である。

(2) 対象

以下の通り、運動・スポーツにすべてのスポーツ関係者や施設における安全対策の評価・改善に活用できるようとりまとめた。

- ・実施者の属性：年齢・性別・国籍・障害の有無、レベルを問わず対象
- ・運動・スポーツの種類：全ての運動・スポーツが対象
- ・運動・スポーツ活動の類型：大会等について、開催のレベルや規模を問わずに対象
個人・集団的に行われる運動・スポーツ活動は全て対象
- ・施設の種類：運動・スポーツを実施するための施設に限定せず、一部に運動・スポーツを行うことを目的として設けられた場所・スペース・設備がある施設も

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(項目)

安全対策の評価・改善を図る項目として、どのようなものが想定されるか。

1 運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策

(1) 運動・スポーツの実施における対策

- 
- ア 外傷・障害を防ぐための日常的な体づくり
 - イ 運動・スポーツ開始前の準備運動と体調調整
 - ウ 運動・スポーツ実施中の外傷・障害を防ぐための対策
 - エ 自然環境要因の事故を防ぐための対策

(2) 運動・スポーツの指導者による対策

- 
- ア 指導者に必要なスポーツ安全に関する正しい知識
 - イ 指導において必要な事項
 - ウ 用具・環境の適切な管理
 - エ 暴力・ハラスメント行為の防止

(3) スポーツに関する大会・イベント等の主催者による対策

- 
- ア 大会・イベント等における安全確保対策
 - イ 大会・イベント等における安全管理体制・緊急連絡体制の整備
 - ウ 大会・イベント等における熱中症防止対策
 - エ 屋外の大会・イベント等におけるその他の自然環境要因による事故防止対策

(4) 運動・スポーツ活動の運営主体による対策

- 
- ア 運営における安全管理体制・緊急連絡体制の整備
 - イ 運動・スポーツ活動の運営主体による安全対策
 - ウ 運動・スポーツ活動における熱中症防止対策
 - エ 屋外の運動・スポーツ活動におけるその他の自然環境要因による事故防止対策

(5) 運動・スポーツ関連施設の設置・運営者による対策

- 
- ア 安全管理体制・緊急連絡体制の整備
 - イ 事故防止のための適切な施設・設備・用具の管理
 - ウ 安全な利用のための現場管理
 - エ 運動・スポーツのみを目的としない施設に関する留意事項

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(項目)

安全対策の評価・改善を図る項目として、どのようなものが想定されるか。

2 運動・スポーツ中に発生した事故の把握及び対応

(1) 外傷・障害事故への対応

- 
- 
- ア 緊急連絡・報告体制の整備
 - イ 事故発生時の応急対応
 - ウ 原因の調査と再発防止対策の検討・実施

(2) 暴力・ハラスメント事案への対応

- 
- 
- ア 相談体制の整備
 - イ 暴力・ハラスメント事案発生時の対応
 - ウ 原因の調査と再発防止対策の検討・実施

3 国、関係団体、競技団体等の役割

- (1) 国の役割
- (2) スポーツ統括団体の役割
- (3) 中央競技団体・スポーツ業界団体の役割
- (4) 日本トップリーグ連携機構、UNIVAS、高体連、中体連等の役割
- (5) 地域のスポーツ団体、スポーツ少年団等の役割
- (6) 地方公共団体の役割

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(内容)

各項目において、どのような内容について評価・改善を求めているか。

1 運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策

以下に示す意義や知識、方法等が認識・共有されているか、必要な対策等が取られているかを評価し改善を図ること。

(1) 運動・スポーツの実施における対策

項目(案)	評価・改善が求められるポイント(案)
ア 外傷・障害を防ぐための日常的な体づくり	・ 日常的な身体トレーニングの意義 ・ 科学的知見に基づく効果的なトレーニング方法 ・ オーバーユーズによる障害を防ぐための対策 など
イ 運動・スポーツ開始前の準備運動と体調調整	・ 事前準備運動の意義 ・ 効果的なウォーミングアップ方法 ・ 十分な睡眠、食事などの体調調整の意義と調整方法 ・ 体調不良時の運動中止 など
ウ 運動・スポーツ実施中の外傷・障害を防ぐための対策	・ トリプルHなどの重篤な事故に着目した予防対策 ・ 重篤な外傷・障害のリスクが高いスポーツ(例:エクストリームスポーツ)における予防対策 ・ 道具・用具を使用する運動・スポーツにおける注意事項(周囲の安全含む) ・ 外傷・障害を防ぐための保護具・安全装備の使用基準及び方法 ・ 成長期の子供、女性(月経、更年期等)、疾患を有する者、障害者などについて、運動・スポーツ実施時に留意すべき事項 など
エ 自然環境要因の事故を防ぐための対策	・ 熱中症を防ぐために必要な対策 ・ 落雷による被害の防止対策 ・ その他の自然環境要因の事故を防ぐための対策(特にアウトドアスポーツ) など

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(内容)

1 運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策

以下に示す意義や知識、方法等が認識・共有されているか、必要な対策等が取られているかを評価し改善を図ること。

(2) 運動・スポーツの指導者による対策

項目(案)	評価・改善が求められるポイント(案)
ア 指導者に必要なスポーツ安全に関する正しい知識	・ 指導者が習得しておくべき安全に関する基本知識 ・ 指導するに当たって事故等が発生した場合の対処や責任 ・ リスクが高いスポーツにおいて取得が推奨される資格 など
イ 指導において必要な事項	・ 正しい科学的知見に基づく指導(オーバーユーズ防止を含む) ・ 指導対象者の技能レベルに応じた適切な指導 ・ 成長期の子供、月経等の女性対応、基礎疾患など健康上の配慮が必要な者、体力・筋力等が低い高齢者、障害者など、配慮が必要な者に対する適切な対応 ・ 運動開始前の指導対象者の体調確認 ・ 必要な保護具・安全装備の適切な使用の指導 ・ 正しい科学的知見に基づく適切な熱中症予防対応の実施 ・ その他の自然環境要因(落雷等)の事故予防対応の実施 など
ウ 用具・環境の適切な管理	・ 使用する道具・用具の安全な使用方法の指導 ・ 道具・用具の管理、点検、補修 ・ 運動・スポーツの実施場所・環境の安全確認、管理・点検 など
エ 暴力・ハラスメント行為の防止	・ 暴力・ハラスメント防止及び禁止行為に関する理解の重要性 ・ 指導者が行ってはならない暴力・ハラスメント行為 ・ 科学的知見に基づかない精神論的な過度な練習等の防止 ・ 実施者同士(先輩・後輩の関係性を含む)の暴力・ハラスメント行為の防止 など

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(内容)

1 運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策

以下に示す意義や知識、方法等が認識・共有されているか、必要な対策等が取られているかを評価し改善を図ること。

(3) スポーツに関する大会・イベント等の主催者による対策

項目(案)	評価・改善が求められるポイント(案)
ア 大会・イベント等における安全確保対策	・ 大会・イベント等における外傷・障害防止のための競技ルール等の設定 ・ 国際的な動向も踏まえた安全確保に必要な保護具・安全装備の使用推進 ・ 参加者に対するルールの周知・遵守徹底 ・ 大会・イベント等の開催場所・環境の安全確認、管理・点検 ・ 大会・イベント等に使用する設備・道具等の安全確認(安全基準の遵守)、管理・点検 など
イ 大会・イベント等における安全管理体制・緊急連絡体制の整備	・ 必要な安全管理体制、緊急連絡体制 ・ 大会・イベント現場への安全管理を担当する者の配置 ・ 医療機関との連携・医療関係者の配置 など
ウ 大会・イベント等における熱中症防止対策	・ 熱中症予防に配慮した大会・イベント等の開催時期、開催時間の設定 ・ WBGTに基づく大会・イベント運営ルールの設定(測定方法、中止・延期基準等) ・ 大会・イベント等における熱中症予防のための競技ルール設定 ・ 大会・イベント等の開催場所・環境における熱中症予防対策 など
エ 屋外の大会・イベント等におけるその他の自然環境要因による事故防止対策	・ 落雷・暴風・降雨等による事故防止対策(天候悪化時の中止判断等) ・ 冬季・屋外の大会・イベント等における寒さ対策 など

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(内容)

1 運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策

以下に示す意義や知識、方法等が認識・共有されているか、必要な対策等が取られているかを評価し改善を図ること。

(4) 運動・スポーツ活動の運営主体による対策

項目(案)	評価・改善が求められるポイント(案)
ア 運営における安全管理体制・緊急連絡体制の整備	・ 必要な安全管理体制、緊急連絡体制 など
イ 運動・スポーツ活動の運営主体による安全対策	・ リスクが高い運動・スポーツ活動に対する適切な資格・経験・能力を有する指導者の配置 ・ 指導者に対する必要な安全・指導方法に関する教育研修の実施 ・ 参加者に対する安全な運動・スポーツのための情報提供・周知 ・ 安全確保に必要な保護具・安全装備の使用推進 ・ 活動場所・環境の安全確認、管理・点検 ・ 活動に使用する設備・道具等の安全確認(安全基準の遵守)、管理・点検 ・ 指導者に対する暴力・ハラスメント防止の教育の徹底 ・ こども性暴力防止法に基づく必要な対応の実施 など
ウ 運動・スポーツ活動における熱中症防止対策	・ 熱中症予防に配慮した屋外活動における活動時間等の設定 ・ 屋内活動における冷房設備等の熱中症予防のための環境確保 ・ WBGTに基づく活動ルールの設定(測定方法、中止基準等) ・ 活動における熱中症予防対策 など
エ 屋外の運動・スポーツ活動におけるその他の自然環境要因による事故防止対策	・ 落雷・暴風・降雨等による事故防止対策(天候悪化時の中止判断等) ・ 冬季・屋外の大会・イベント等における寒さ対策 など

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(内容)

1 運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策

以下に示す意義や知識、方法等が認識・共有されているか、必要な対策等が取られているかを評価し改善を図ること。

(5) 運動・スポーツ関連施設の設置・運営者による対策

項目(案)	評価・改善が求められるポイント(案)
ア 安全管理体制・緊急連絡体制の整備	・ 施設の設置者(所有者)と運営者の役割・責任分担の明確化 ・ 施設における事故防止に必要な安全管理体制、緊急連絡体制 ・ 安全管理を担当する者の配置(配置基準、推奨される資格を含む) ・ 医療機関との連携 など
イ 事故防止のための適切な施設・設備・用具の管理	・ スポーツ用施設・設備・用具に関する安全基準の遵守 ・ スポーツ用施設・設備・用具の定期的な点検・補修の基準、内容 ・ AEDの設置等の安全用設備の整備 ・ リスクが高い施設に関する特記事項 など
ウ 安全な利用のための現場管理	・ 施設利用者に対する安全利用に関する注意喚起・情報提供 ・ リスクが高い運動・スポーツ施設についての利用者への説明、監視者の配置、必要に応じて適切な資格・能力を有する指導者の配置(配置基準、推奨される資格を含む) ・ 子供、高齢者、障害者等、施設利用に当たり注意・配慮が必要な者に対する適切な対応 など
エ 運動・スポーツのみを目的としない施設に関する留意事項	・ 民間商業施設の一部に設けられた運動設備に関する留意事項 ・ 公園の一部に設けられた運動設備に関する留意事項 ・ 学校・保育施設の一部に設けられた運動設備に関する留意事項 ・ 公共施設の一部に設けられた運動設備に関する留意事項 など

論点② 提言に盛り込むガイドライン案のイメージ(内容)

2 運動・スポーツ中に発生した事故の把握及び対応

以下に示す体制等が整備されているか、必要な対策等が取られているかを評価し改善を図ること。

(1) 外傷・障害事故への対応

項目(案)	評価・改善が求められるポイント(案)
ア 緊急連絡・報告体制の整備	・ 事故発生時の大会・イベント等の主催者、運動・スポーツ活動の運営主体、施設設置・運営者による医療との連携 ・ 施設設置・運営者による利用者事故の把握と行政への報告 など
イ 事故発生時の応急対応	・ 応急措置・医療機関への搬送などの救急対応 など
ウ 原因の調査と再発防止対策の検討・実施	・ 大会・イベント等の主催者、運動・スポーツ活動の運営主体、施設設置・運営者による事故原因の調査 ・ 事後原因の調査結果を踏まえた再発防止対策の検討及び実施 など

(2) 暴力・ハラスメント事案への対応

項目(案)	評価・改善が求められるポイント(案)
ア 相談体制の整備	・ 運動・スポーツ活動の運営主体における暴力・ハラスメント事案に関する責任体制の整備 ・ 相談窓口の設置 など
イ 暴力・ハラスメント事案発生時の対応	・ 運動・スポーツ活動の運営主体による被害者・報告者等の保護 ・ 行為者に対する緊急的な対応 など
ウ 原因の調査と再発防止対策の検討・実施	・ 事実関係の確認と行為者に対する必要な措置の実施 ・ 事案の重大性など必要に応じ、独立性、中立性、専門性に十分配慮した調査体制の構築 ・ 再発防止対策の実施 など